相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県燕市杣木三四一番地、最後の住所新潟県燕市佐渡七四五番地一つばめ福寿園

被相続人　亡　西條ハツエ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月二十六日

新潟県燕市燕三〇四九番地

相続財産管理人　亀山　克司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県上越市昭和町二丁目二七番、最後の住所新潟県上越市昭和町二丁目二七番二八号

被相続人　亡　古川　正春

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月二十六日

新潟県上越市本町三丁目一番一八号本町三丁目振興組合会館二階

相続財産管理人　司法書士　吉田　彩子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県上田市真田町長六九六〇番地、最後の住所長野県上田市真田町長七〇〇九番地

被相続人　亡　渋沢きさら

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月二十六日

長野県東御市滋野乙二一〇一番地四

相続財産管理人　有賀　剛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍、長野市篠ノ井塩崎三一三八番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　後藤　茂廣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月二十六日

長野市若里一丁目一九番二七号

相続財産管理人弁護士　金子　肇

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市南区豊田一丁目三一番、最後の住所名古屋市南区豊田一丁目三一番三号

被相続人　亡　塩田　末春

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月二十六日

岐阜県各務原市神置町三丁目二一五番地

相続財産管理人　司法書士　松尾統太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市西区宮ケ谷五七番地一、最後の住所浜松市北区細江町気賀一一九五番地の一六

被相続人　亡　一藤　克己

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月二十六日

事務所静岡県浜松市中区栄町一番地石塚・村松法律事務所

相続財産管理人　弁護士　石塚　尚

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県和歌山市三葛六九九番地、最後の住所和歌山市三葛六九九番地

被相続人　亡　北端　春松

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月二十六日

和歌山県和歌山市和歌山町一丁目一番地和歌山ビル一階　相続財産管理人　谷口　拓

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県和歌山市宇須一丁目三七一番地、最後の住所和歌山県和歌山市平尾六三四番地

被相続人　亡　佐々木幸子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月二十六日

和歌山県和歌山市三番丁一三番地

相続財産管理人　司法書士　宮脇　直也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県雲南市木次町新市四八一番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　坂川　勝司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月二十六日

島根県松江市乃木福富町二六八番地一二

相続財産管理人　三上　眞爾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県邑智郡美郷町都賀西三〇二番地一、最後の住所広島県廿日市大野七二番地

被相続人　亡　岡　泰子

宅地建物取引業保証金弁済業務保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第64条の11第４項の規定により次のとおり公告します。

公益社団法人不動産保証協会（以下「保証協会」という。）の社員である下記の者と、宅地建物の取引を行ったことにより生じた債権につき、宅地建物取引業法第64条の８第１項の規定に基づき、弁済の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に同法施行規則第26条の５第１項に規定する認証申出書３通を保証協会に提出して下さい。なお、認証申出書の提出がないときは、下記の者に係る弁済業務保証金分担金は同人に返還されます。

平成24年7月26日

東京都千代田区紀尾井町３番30号

公益社団法人不動産保証協会

記

年番	度号	商号又は名称	免許番号	証号	主たる事務所の所在地	営業保証金相当額
平24不保457		大幸建設株式会社	茨城県知事(5)4688		代表取締役竹内勝	1000万円
平24不保458		渡総合企画有限会社	栃木県知事(1)4708		代表取締役渡邊國男	〃
平24不保459		有限会社山三工務店	群馬県知事(1)6996		代表取締役山﨑順一	〃
平24不保460		有限会社青葉2000	埼玉県知事(2)20602		代表取締役瀬川譲	〃
平24不保461		有限会社リアルエステート阿部	千葉県知事(3)13520		代表取締役阿部登美壽	〃
平24不保462		有限会社ヴァイアンド	千葉県知事(2)14339		代表取締役染谷宏実	〃
平24不保463		東都住宅販売有限会社	千葉県知事(2)14579		代表取締役北村喜一郎	〃
平24不保464		ＪＲＡファシリティーズ株式会社	東京都知事(13)9602		代表取締役田村正明	〃

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月二十六日

島根県浜田市三隅町東平原三一〇番地六

相続財産管理人　三浦　明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県周南市大字徳山四九〇番地、最後の住所山口県周南市舞車町二番二五―三〇二号

被相続人　亡　戸村　典男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月二十六日

山口県周南市梅園町一丁目三四番地ヰトワール梅園一〇〇二号

相続財産管理人　藤井　彰